

## 第4回名立区地域協議会 次第

日時：平成27年7月22日(水) 午後6時30分から  
場所：名立区総合事務所 2階第2会議室

### 1 開 会

### 2 協議事項

(1) 地域活動支援事業の審査について

(2) 自主的審議事項について

### 3 報告事項

(1) 行政懇談会について ... 資料 1

### 4 その他事項

(1) 平成27年度第5回地域協議会の開催予定

・平成27年 月 日( )午後 時 分から

### 5 閉 会

提案のあった事業の一覧

事業番号 NO. 9 (資料番号 NO. 9)	事業名	名立区赤野俣町内会地域活性化事業～赤野俣イルミネーションロード～
	提案者名	赤野俣町内会
	事業費及び補助金希望額	350千円 (うち、補助金希望額330千円)
	事業の目的(概略)	白山団地ができ人口が増加しているが町内一体となる行事がないため、地域活性化を図ることも含め実施
	事業の内容(概略)	(1) 事業の対象 ・赤野俣町内会の住民及び来訪される方  (2) 事業の実施方法 ・点灯式、コーラスやアンサンブル演奏のイベント及びコンテスト発表会
	事業の実施期間	平成27年11月～平成27年12月
	事業で期待する効果	事業を継続することにより、他の町内会への波及効果があることを期待。 イルミネーションにより区外からも人を呼び込めるようにしたい。
事業番号 NO.10 (資料番号 NO.10)	事業名	名立灯台周辺の里山整備事業
	提案者名	名立の100年後を創造する会
	事業費及び補助金希望額	864千円 (うち、補助金希望額864千円)
	事業の目的(概略)	名立灯台周辺の里山を整備し、名立区への交流人口の増加に繋げる
	事業の内容(概略)	(1) 事業の対象 ・県道を利用して名立区に訪れるすべての人  (2) 事業の実施方法 ・灯台周辺における、今回申請箇所の整備及び菜の花の種蒔き
	事業の実施期間	平成27年8月～平成27年10月
	事業で期待する効果	名立区への交流人口の増加

提案のあった事業の一覧

事業番号 NO.11 (資料番号 NO.11)	事業名	名立太鼓 新規太鼓購入事業
	提案者名	名立太鼓連中
	事業費及び補助金希望額	1,490千円 (うち、補助金希望額1,400千円)
	事業の目的(概略)	不足している太鼓を購入し、これからも地域に根ざした太鼓として、地域の活性化とまちづくりの一端を担うこと、更に郷土に生きる喜び、自然の恵みへの感謝を含め、各種イベントに参加していく。
	事業の内容(概略)	(1) 事業の対象 ・名立太鼓連中、名立太鼓紅、少年名立太鼓 (2) 事業の実施方法 長胴太鼓(1尺4寸)2台、附締太鼓(新型3丁掛)の購入
	事業の実施期間	平成27年8月～平成27年11月
	事業で期待する効果	メンバー全員が太鼓を打つことで、年齢を超えたコミュニケーションや活動を披露することで、郷土愛の醸成と地域の活性化も期待できる。
事業番号 NO.12 (資料番号 NO.12)	事業名	名立・北御牧友好親善盟約記念植樹整備事業
	提案者名	名立・北御牧友好協会
	事業費及び補助金希望額	1,806千円 (うち、補助金希望額1,800千円)
	事業の目的(概略)	記念植樹の整備をすることで、協会を立ち上げた当時の思いやこれまでの活動を振り返るきっかけ作りと、地域間交流自体が今後も受け継がれていくよう心を新たにすもの。
	事業の内容(概略)	(1) 事業の対象 ・名立区の住民 (2) 事業の実施方法 ・既存記念木柱の修復、クロマツの植樹、ケヤキ・ツバキの移植、
	事業の実施期間	平成27年11月～平成28年3月
	事業で期待する効果	交流が受け継がれることにより、名立の魅力を再発見し定住促進や地域の活性化につながる。

事業費合計：451万円 補助金希望額：439万4千円 <補助金残額：298万4千円>

**各団体の補助希望額の合計が、追加募集金額を上回っていることから、採択方法等について協議いただきます。**

## 公共交通サービス分科会報告

### ～「スクールバスと名立線の混乗化」についての意見交換会～

□と き：7月15日（水）18:30～20:00

□出席者：宝田小学校磯野教頭、上原教務主任

名立区公共交通懇話会畑虎夫会長

名立区地域協議会塚田会長

名立区地域協議会公共交通サービス分科会三浦会長、奥泉副会長

佐藤委員、山口委員、三浦

名立区総合事務所佐野主事

#### □協議題

1 「スクールバスと名立線の混乗化」についての意見交換会開催趣旨及び地域協議会における「公共交通のあり方＝路線バスの存続」に関する検討経過説明（三浦）

2 宝田小学校スクールバス（SB）の運行状況について（上原教務主任）

（1）利用児童数 109名のうち107名が利用

内訳：北部78人全員、南部31人のうち29人

（2）運行形態

①登校：北部2回運行（①P前発②総合事務所前）

南部（小型バス）（①東飛山～、②折戸・平谷～）

②下校：時期や曜日、終業時間により学年別の運行（最大2時間差）

北部・南部 各2回

火曜日のみ 14:50 1年生利用

15:40 2～6年生利用（北部2回運行）

3 スクールバスとの混乗化について

（1）新総合交通計画について（佐野主事）

- ・総合交通計画アクションプランを27年度中に策定（計画期間は28～31年度）
- ・公共交通懇話会に素案提示し、懇話会と意見交換し、とりまとめる
- ・28.3に全体計画を公共交通活性化協議会から市へ提案する
- ・現段階における名立区（素案）はスクールバスへの混乗（有償運送形態）の方向
- ・現在上越市内でSBへの混乗化は3地区（安塚、大島、牧）だが、安塚と牧は朝夕（登・下校）は混乗だが、日中はデマンド運行となっている
- ・大島は日中も混乗運行となっている

## (2) 意見交換

(宝田小)

- ・ S Bには自由度がある
- ・ S Bへの混乗化について具体的なイメージがわからない
- ・ 路線バス混乗になれば路線バスの運行時間に合わせた学校運営が必要になり、運行数の少なさも加わり、児童にとって学校生活への制約が非常に多くなる
- ・ (路線バス運行については) 保護者の理解が得にくいのではないか
- ・ S Bへの混乗になった場合、バスの規格(乗車数)を見直さなければならない
- ・ 混乗化された場合、児童に負担がかからないような停留所の設定が必要

(総合事務所)

- ・ 混乗化については懇話会へはまだ説明していない
- ・ 児童数・生徒数の推移も見ながら検討していかなければならない
- ・ S Bの利用形態等については教育委員会で利用ルール(目的、時間、予算ほか)を検討する予定
- ・ S B混乗となっても“バス路線”としては存続する

(委員)

- ・ 名立線は県道のみであり、取り組みやすいのではないか
- ・ 現在の路線バス利用状況や児童への配慮などからすればS Bへの混乗の方向ではないか
- ・ 関係者と継続協議を進め、地域にとっていい方向を考えていかなければならない

## 4 今後の取組みについて(案)

(1) 市担当課から新総合交通計画に関する説明と意見交換

⇒懇話会よりも分科会のほうが自由な意見交換が可能

⇒今後の分科会の検討をより具体化・現実的に進めるため

(2) S Bとの混乗を実施している地区における住民のバス利用形態

⇒総合事務所に調査依頼(⇔名立区の住民への説明資料にも必要)

(3) S B運行におけるメリットとデメリットの検証・整理

## 行政懇談会の結果

開催日	出席者数	場 所
6月 9日(火)	11人	円田荘 大会議室
6月11日(木)	10人	名立区公民館・名立コミュニティプラザ 第2会議室
6月15日(月)	15人	小泊コミュニティセンター 講座室
6月16日(火)	13人	赤野俣会館
6月22日(月)	14人	名立地区公民館上名立分館 研修室
6月23日(火)	19人	不動地域生涯学習センター ふれあいホール

合計 82人(平成26年度:84人)

行政懇談会の各項目について、出席者からの主な意見や質問内容は次のとおり

(Q:出席者からの質問・意見等、A.=総合事務所の回答(発言)等)

### 事務事業の総点検・公の施設の再配置について

Q:事務事業の総点検評価の中の「完了」とは、どのような意味か。【下名立地区】

A:総点検実施中に事業が終了する場合のこと。

Q:「休止」と「廃止」の違いは。【下名立地区】

A:「休止」と「廃止」に大きな違いはない。市の施設は条例で規定されているため、まだ条例で定義されている施設は「休止」、条例から削除すると「廃止」となる。

Q:総合計画は第6次で行政改革は第5次だがどうしてか。今までの第1次から第5次の効果は。

第6次に反映されていると思うが、今までも事務事業の見直しを行っているか。【大町地区】

A:計画期間が異なっており、今回は開始年度が一緒になった。過去の計画を検証し計画を立てている。事務事業の見直しは今までも行っており、今回は1,640事業と最大となった。

Q:公の施設の再配置計画について、休止するとしても実態をどう捉えたのか。利用減だとしても総合事務所はどう汗をかいたのか。【小泊地区】

A:資料に掲載されている施設の管理については、地元町内会に草刈りをお願いし、利用できる状態で管理してきた。利用が減っているため、今後の管理を地元町内会に譲渡することや活用方法を行政懇談会の中で相談していきたい。

Q:早く言えば利用が減って赤字だからということか。【小泊地区】

A:ひなさき運動広場については5年間で利用がない。再配置計画は、利用実態や、利用団体、代替施設などを含め策定している。休止については名立区だけではなく、全市的な利用実態により休止としている。

Q:1,640事業を見直したというが、直江津、高田、柿崎、大潟のような人口の多いところと比べ、名立、清里などの人口の少ないところの地域見直しが多いのではないか。見直しのバランスはどうか。人口の少ないところは、より過疎になる。【小泊地区】

A:公の施設の再配置計画は、カテゴリーごと、施設ごと、用途ごとに行った。人口を基にした資料は持ち合わせていない。

Q:結果として、直江津、高田、柿崎、大潟との差があるのではないか。【小泊地区】

A:施設利用者で言えば中心部は多く、それ以外では少なくなるだろう。

Q:名立区の中で、再配置計画の対象となったのは4箇所のみか。それ以外はどうか。【小泊地区】

A:このほかに保育園、公営住宅、小中学校それぞれの再配置計画がある。資料に掲載されている施設は箇所付けされた施設である。それ以外の施設については、名立区での対応となる。

Q:小泊地区では、老人会と子ども会とで公園(児童遊園)の草刈りをしている。子供の遊べる場所を確保してほしい。【小泊地区】

A：田野上運動広場や名南グラウンドを休止とした後について地元と協議した結果、いらないう町内会もあったが、田野上運動広場は、普通財産とし宅地利用も考えられる。名南グラウンドはトイレもあり、地元での管理は難しいとの意見もあった。引き続き地元と協議していきたい。

Q：事務事業の総点検においてシーサイドパーク名立は対象とならなかったのか。【不動地区】

A：今回資料として示したのは 27 年度から早急に行わなくてはならないものである。例えば、ろばた館の営業時間等の見直し等について地域の方にご理解をいただく中で、試行的に実施する計画などである。今後は不動農村公園や不動分館についても地域の方々と協議をさせていただき、対応を決めたいと考えている。

#### バス待合所について

Q：バス待合所について、町内で要らないとなった場合はどうなるか。また、撤去してほしいとした場合どうなるのか。【下名立地区】

A：土地は地権者から無償で借りているので返却したい。また、建物は地元でいらなくなれば、市で撤去することになる。

Q：一昨年くらいに、濁沢にあったバス待合所については、危険だから処理してほしいと言われ集落で撤去した。その時と対応が違うのでは？【下名立地区】

A：当時の事情はよくわからないが、当時の対応状況を確認してみる。  
前町内会長に確認。状況を報告済。

Q：自分の町内会としては管理するくらいなら撤去してほしい。【下名立地区】

A：町内会の皆さんで話し合って今後の管理方法を決めてもらいたい。

Q：バス待合所の建っている敷地の所有者はどのような形になっているのか。【上名立地区】

A：8 か所全て借地である。市は地主から無償で借りている。今後は、建物を地元で管理できないかお願いしていきたいと考える。バス停自体がなくなるということではない。

Q：折平町内会では地主（小禅寺）に年貢を払っている。町時代に敷地を貸してもらえれば、行政でバス停を整備するというところで行っている。【上名立地区】

A：現状を確認する。

Q：自分の町内会にあるバス待合所は、屋根が老朽化している。屋根だけ直してもらえれば、地元で管理してよい。【上名立地区】

A：まだ待合所の状況を個々に確認していない。町内と話をする際には、事前にバス停の状況を把握した上で協議をしたいと考えている。

Q：バス待合所を地元に移管するに当たり、町内会へ管理委託料などは出ないのか。【不動地区】

A：町内で利用するのであれば建物の無償譲渡も考えられるが、管理委託料を出すのであれば、現状とあまり変わらないことになるので、基本的には地元で管理をお願いしたい。

#### 生活支援ハウスについて

Q：事務事業の総点検の中で、生活支援ハウスとあるのは椿寿苑のことと思うが、管理を平成 30 年度までに指定管理者に譲渡するとあるが、順次行っていくのか、一気に行うのか。【上名立地区】

A：市内にある生活支援ハウスを順次指定管理者に譲渡していくということで、指定管理者である社会福祉協議会とは大筋で合意している。名立区だけのことではないのでご理解を賜りたい。

#### 図書館について

Q：11区の高田図書館の分室を廃止するのか。【大町地区】

A：分室の位置付けは無くなる。看板をはずす。検討中であるが、公民館施設となり、新刊の補充はしない。本を借りたい場合は受け付けし、高田図書館から本が送られてくるイメージである。

Q：管理は誰がするのか。【大町地区】

A：市の総合事務所、教育・文化グループが行う。

Q：図書館分室を廃止するとなっているが、廃止した場合の代替案はないのか。高田図書館から来ている蔵書がなくなってしまうのか。【上名立地区】

A：分室という位置づけを廃止するというだけで、今ある場所をなくすということではない。今後は、高田図書館から借りるルートは残していく。区分室独自での新刊の補充は見直していくことになるだろうが、高田図書館からの貸出しは継続していきたいが、どのような流れになるかは現在未定である。

#### 財産管理費について

Q：「事務事業の総点検 区別対象事業一覧」の財産管理費の事業概要の意味がよくわからない。例えば、山海荘跡地とかか。【大町地区】

A：平成26年度で検討しており、平成27年度から未利用の市の土地等の処分を進める。新井町市営住宅跡地等ほしい人がいれば買ってもらう。

#### 農村公園について

Q：事務事業の総点検された農村公園であるが、土地は市所有と思うが、今後、町内に譲渡するのか。地元では、年4回草刈りをはじめ、11月に冬囲いを行っている。利用としては、近々、ゲートボール大会が（正規の広さは取れない）行なわれる。子ども会も花壇の整備を年2回行っている。【山の手地区】

A：現在は、維持管理について指定管理となっているが、今後、地縁団体の町内会に譲渡する方向で検討していく。

#### スクールバス等運行事業について

Q：スクールバス等運行事業について、公平性の確保とあるがどのようなことか。【上名立地区】

A：今後は回数に一定の上限をつけていきたい。例えば年に何回程度の利用とするなどしていくよう学校にお願いしていきたい。

Q：区によって学校の授業に障害が出るのでは。【上名立地区】

A：区内でスクールバスのない学校もあり、その場合はPTAでバスを借りて運行している状況もある。公平性を確保する面で検討している。

#### ろばた館について

Q：ろばた館は入館したら、風呂に入らなくても入館料を取ればよいと思う。そのおかげでお昼に食事だけする方もいるのでよいと言えばよいのであるが、以前は風呂に入らなくてもとっていたはずである。いつ頃から現在の支払い方法になったのか。【上名立地区】

A：詳しい経緯はわからないが、平成20年か21年当時に食事だけの客からも料金を取るのとなったことから、料金を徴収しないこととした。また、当時ろばた館の入込数が減少していたことから、入館料を無料にすれば、食事や物販だけの利用者も増加するのではという発想になった。



- Q：2階の部屋代だけを払って、風呂分の料金を払わずに風呂に入っている人もいると聞いている。実態調査をしているのか。【上名立地区】
- A：そのような話を聞いているが、実態調査は行っていない。確かに、現在会議室使用に対し1時間いくらかという設定で人数はカウントしていない。そのようなことのないよう今後は管理者と協議していく
- Q：ろばた館の食事メニューの見直しと料金値上げとなっているが、何が売れ筋なのか把握しているのか。売れていないから値上げでなく、アンケートを取ってみてはどうか。【上名立地区】
- A：食事のメニューについては、チケットで何が売れているか把握している。また、料金の値上げについては、市の温浴施設にある食堂メニューを対象に原価率の見直しを行ったもの。売れる売れないに関わらず、原価率の概ね45%程度で値上げをさせてもらった。
- Q：うまいもん市については、区内では宣伝しているが、広く全市に宣伝したほうがよいのではないか。【上名立地区】
- A：イベントについては、何かしらの方法で区外にも周知し、集客促進の取組を考えていきたい。
- Q：個人的に利用していないので一概には言えないが、例えば名立産の米などを使ったメニューなどで地産地消を売りにすれば、利用も増えるのではないか。【上名立地区】
- A：食堂メニューについては、現状は軽食の提供程度であり、厨房の状況もあるため、確認しないとわからないが検討してみたい。連休中は地元の方から山菜おこわなどを販売してもらい好評であったことから、メニューの見直しについても検討していきたい。
- Q：食事に限らず、ろばた館全体についてのアンケートを取っているのか。区外の意見も聞いて集客数を増やすためにもアンケートは取ったほうがよいのではないか。市職員がどれくらい利用しているのかも確認したほうがよいのではないか。【上名立地区】
- A：今は取っていない。機会をみてニーズ調査などしていきたい。ぜひ地元の方からも利用していただきたい。

#### 田野上運動広場、名南グラウンド、ひなさき運動公園について

- Q：田野上運動広場や名南グラウンドの施設見直しにより今後の草刈り等の維持管理はどうなるのか？【下名立地区】
- A：現在年3回程度の草刈りを行っているが、今後は部分的な個所の草刈りとなるなど、管理の水準は下がることとなる。
- Q：特に田野上運動広場の周辺は田んぼがあり、草刈りをしないとカメムシの発生拡大が懸念される。【下名立地区】
- A：周辺住民の迷惑にならないように管理したい。
- Q：名南グラウンドについては、自分の町内会で年4回草刈りを行っている。【下名立地区】
- A：各施設については、状況を見ながら適正な管理をしていく。  
例えば、行政財産から普通財産に変更された場合、名南グラウンドの敷地は広くて難しいかもしれないが、田野上運動広場では近隣に住宅地もあり、集落でこの個所に住宅を建てたいとか倉庫を建てたいという場合は売却もできるので事務所に相談願いたい。
- Q：ひなさきテニスコートの使用状況と年間の管理運営費を聞きたい。【下名立地区】
- A：テニスコートについて、維持経費はほぼかかっていない。ひなさき運動広場の維持管理費については、ゲートボール場の管理費のみ。利用状況については、平成26年まで利用者は0人であった。今年度は3回の利用のみである。

Q：資料において、ひなさき運動公園は平成 27 年度継続、平成 28 年度から休止となっているが、現在使用できない状況。継続となっているなら平成 27 年度は使用できないのか。また、平成 27 年度が使用できないなら、休止も 1 年延ばして平成 29 年度から中止にできないのか。

【下名立地区】

A：土地所有者である N E X C O から高速道路高架橋の工事の話が出たのが今年度に入ってからであり、その中で高架橋下の施設について 11 月位までの期間中は使用できなくなることとなった。この計画と工事は別の話であり、利用実績が少ないことから平成 28 年度以降は休止としていきたい。

Q：「公の施設の再配置計画 区別対象施設一覧」で地域の住民のための施設が、地域団体の利用が主であることから廃止となるのはおかしいのではないか。【大町地区】

A：地域だけの利用だから、地域と相談し合意形成を図っていく。地元払い下げの方向である。

Q：経費がかかるので、地元利用だけだから地元払い下げ、地元で管理してくれということか。そう言われればわかる。【大町地区】

A：そうである。田野上運動広場は、地元との合意形成ができれば廃止の手続きに入っていきたい。希望があれば売却等の相談にのって行きたい。

Q：名南グラウンドは、災害時に地域の避難所になっているのではないか。【大町地区】

A：現在グラウンドとして維持管理しているが、管理の水準を下げ不都合のないよう維持していく。

Q：田野上運動広場は、使われていないのではないか。【小泊地区】

A：ゲートボールの使用は、折平農村公園を代用している。地元の方からもなくなっても支障がないと聞いている。

Q：田野上運動広場は、ゲートボール場や公園として開放しているのか。【小泊地区】

A：ゲートボール場とローラースケート場としている。地元の方からも利用がないと聞いている。

#### 上名立体育館について

Q：上名立体育館の利用団体はあるのか。敬老会や運動会などのみの利用で、屋根の修繕をする価値はあるのか。【小泊地区】

A：昨日行われた、上名立地区運動会で利用した。敬老会でも利用されている。しかしながら年間利用は少ないことから、次の再配置計画で対象となるのではないか。

Q：上名立体育館の年間利用が 2 回ほどであれば、近くにろばた館もあることから取壊したほうがよいのではないか。【小泊地区】

Q：世話するほうが大変であり廃止を考えてよい。利用を点数化してはどうか。【小泊地区】

A：名立区全体で施設の再配置を考えていく。順番等もあり得る。地元では残してほしいとの思いもあるだろうが、市として説明していきたい。

Q：地元では本当に必要としているのか。【小泊地区】

A：一度だけ敬老会をろばた館で実施したと聞いている。今後、ろばた館の休館日を利用するなどの方法もある。

Q：敬老会をうみてらす名立で実施したらどうか。敬楽会(ゆめ企画名立の独自事業)なども行っている。【小泊地区】

A：13 区のなかで、地区ごとに実施しているのは名立区だけである。

Q：公民館の施設規模を当初計画から縮小したので一括して実施するのは無理である。【小泊地区】

#### 公民館下名立分館について

Q：下名立分館にプールもあるが、その活用はどうするのか。危険な状態になるのではないか。

【下名立地区】

A：現在、防火水槽として活用している。今後も事故の無いように配慮する。

#### 不動地域生涯学習センターについて

Q：不動地域生涯学習センターのガス台のうち1台が使用できない状態となっている。これから行事などもあるので、早急に直してもらいたい。【不動地区】

A：ガス漏れが発生した関係で使用できない状況であることは承知している。修繕については予算の関係もあるので所管課と調整を行っているところである。ここは地域の拠点施設でもあるので、できるだけ早く修繕を完了させたいと考えている。

Q：不動地域生涯学習センターの木造校舎部分は、過去に大規模改修をしているが、今後耐震補強をする予定はないのか。【不動地区】

A：事務事業の総点検でも不動の施設は緊急に対応しなければならない施設として位置付けられている。不動地域生涯学習センターは不動分館が廃止になった場合の受け入れ施設でもあるため、責任を持って維持管理をしていきたいと考えているが、耐震補強については莫大な費用がかかるため、地域の方から施設の必要状況などを教えていただき、対応を検討したいと考えている。また、不動分館にあるゲートボール場についても今後相談させてもらいたいと考えている。なお、下名立分館についても森町内会と話を進めているところであるが、名立区は老朽化施設が多いので、地域から理解いただいた施設から(廃止に伴う)予算措置を取っていかねばならないと考えている。

#### 旧名南診療所について

Q：名南診療所について、町内会に払い下げできないか。【下名立地区】

A：地元で本当に旧診療所がほしいのか、建物を利用したいのかなど話し合ってもらいたい。木田担当課も含め事務所が出向いて話をお聞きするので、ぜひ町内で集まって検討してもらいたい。

#### 減免基準の見直しについて

Q：資料にある地縁組織とは何か。たとえば町内会組織といって50%減免となると、現在も名立区ではほとんどの町内会に個々の集会所がある中、町内会という地縁組織を減免するのはいかなものか。【下名立地区】

A：地縁団体だけでなく、法人化していない町内会も含むすべての町内会組織のこと。意見のとおり、特定の町内会のみ減免するのは不公平であるという考え方から、従来の100%減免から50%減免に率をさげるものであることを、ご理解いただきたい。

Q：名立区の減免対象施設は何か。一覧はあるのか。【大町地区】

A：基本的には有料の公の施設であり、公民館、体育館、グラウンド等の使用料である。

Q：使用料の一覧はあるのか。【大町地区】

A：使用料は条例で決まっており、その施設別にわかるようになっている。

Q：ろばた館の減免について、減免対象となる団体は存在するのか。【上名立地区】

A：市が主催で施設を利用する場合は減免としているが、それ以外は今のところ実績はない。

Q：まちづくり協議会が使う公の施設の減免措置はどうなるのか。【上名立地区】

A：現在、市全体で検討中の段階である。

#### 保育園の再配置等に係る計画について

- Q：保育園の建設予定地が旧名立小学校校舎跡地とのことだが、取壊しはいつ頃か。【小泊地区】
- A：現在市内で4つ保育園が統廃合の対象となっており、地域の合意が得られたところから順次進めていく。早く合意が得られれば、その分早く保育園建設に取り掛かることができる。総合事務所としては来年度から取壊しに取り掛かりたいと考えている。プールも敷地と考えている。体育館だけが残る。
- Q：校舎を壊して体育館は残すのか。スロープの設計もできないのか。【小泊地区】
- A：体育館は公民館の施設である。保育園建設は名南、たちばな保育園の保護者に説明し了解を得ている。
- Q：保育園の建設について異論はない。早く名乗りを上げた方が早くやれるのであれば早い方がよい。順番を争うなら早い方がよい。【小泊地区】
- A：早期建設要望を木田担当課へ伝えたい。
- Q：新保育園の建設箇所が旧名立小学校となる場合、土砂災害の面では大丈夫なのか。【上名立地区】
- A：旧校舎側は土砂災害地すべり指定地にかかっていない。公民館体育館側が若干指定地にかかっている。現在のたちばな保育園は指定地にかかっている。
- Q：津波災害の面でも建設箇所を検討してほしい。別の敷地も考えた方がよいのではないか。【上名立地区】
- A：施設の建て方により災害を防ぐものと、洪水や津波、原子力災害など避難をして災害を予防するという種類があることから、建設に際しては、災害発生頻度も含めて検討している。津波が来るから建設不適當かどうかは利便性も含めて総合的に判断しているところである。

#### 名立地区公民館体育館について

- Q：体育館だけが残るのであれば、階段を直せないか。高齢者が使用するには大変不便である。また公民館側にスロープを設置できないか。体育館に比べて、公民館の土地が高くなっているため、勾配の緩やかなスロープができるのではないか。【小泊地区】
- A：公民館建設時に検討された経緯があるが、建物の構造上問題ありとされた。施設管理など手続き上問題がなくクリアできれば、検討したいと思う。
- Q：当初、公民館を2階建てにして体育館とつなげる計画があった。公民館は、廊下が広すぎて部屋が狭く荷物が置けない。公民館を投票所にするにしても、障害者駐車スペースに屋根がなく、雨が降った場合はどうするのか。【小泊地区】
- A：玄関に横付けして人は降りてもらい、車は駐車場へ運んでもらう。
- Q：自分で運転できる人もいる。やはり雨にあたる。使い勝手が悪い。【小泊地区】
- A：屋根の設置は難しい。
- Q：自転車置き場も屋根がなく雨にあたる。【小泊地区】
- A：自転車は軒下に置いてもらっている。
- Q：体育館は避難所になっている。避難所が2階でトイレは1階。階段を使用しなければならないため不便である。対処できないか。農協の催しでも同様の意見を聞いた。スロープ設置をお願いしたい。避難所としても設置したほうがよいのではないのか。【小泊地区】
- A：避難所となった場合、仮設トイレの設置で対応することも考えている。
- Q：公民館体育館の使い勝手が悪い。スロープでの出入できないか。なくすことだけでなく、ぜひ利用が増えるような取組みもお願いしたい。【小泊地区】
- A：検討する。

### 小、中学校の統合について

Q：保育園の再配置は理解したが、小学校、中学校で統合するような噂を聞いているが、そのような検討を行っているのか。【山の手地区】

A：教育委員会では区を跨いだ統合は計画していない。小中学校が例えば運動会等、合同で行事に取り組むような一環教育を行っている例が、中郷区、大島区にある。今年度から名立区においてもそのような一貫教育を模索するため、検討に入っている。

### 路線バスの利用促進について

Q：路線バス利用のお願いについて、ただ乗りなさいだけでなく、何か具体的に行っているのか。【大町地区】

A：職員の会議等で利用している。また、ろばた館において民生委員会議を開催し路線バスを利用してもらっている。さらに、地域協議会の分科会でも検討している。東飛山からうみてらす名立線、労災病院線があり、病院等への利用もある。コミュニティプラザへ乗入れるよう運行経路を変更した。

Q：乗ってみたいという魅力がない。糸魚川市や富山市では子供が乗りたくなる絵が書いてあるようなバスが走っている。子供が乗れば大人も乗る。また、何か特典を付ければ乗るのではないか。例えば、バスを利用したらろばた館の利用が半額になるとか。【大町地区】

A：路線バスではなく、スクールバスなどの利用の仕方も検討している。

Q：このままいけば廃止か。【大町地区】

A：そうならないようにしたい。

Q：毎年、利用促進について話を聞くが、例えば県道から上がって、町内の中を回ってもらうことはできないか。子どもも多くいる地域である。【山の手地区】

A：全ての町内からそのような要望を聞くと、難しいと思う。

Q：バスが大きすぎるのではないか。サイズを小さいものにして効率化をするべき。【山の手地区】

A：利用者が少ないのであれば、今後、スクールバスを転用して行う方向も検討している。

### 地域活動支援事業について

Q：地域活動支援事業の二次募集を開始しているが、支援事業のお金が残っているのなら、それを使って市で婚活パーティーをやらしてもらえないか。【下名立地区】

A：地域活動支援事業費は、地元の皆さんが主体的に行う事業に対する費用であり、市主体の事業としてはできない。例えば、地域の仲間を集めて、そのような事業を計画する方法をとってもらいたい。

Q：申請様式の書き方が難しい。【下名立地区】

A：書き方なども事務所に気軽に相談いただきたい。

Q：二次募集が約300万円だが、一次募集は200万円位か。

最初、けっこうハードルが高く、面倒くさいので止めたという団体もいたと聞く。【大町地区】

A：一次は約200万円である。地域協議会で決定しており、ハードルの高さは同じだと思うが、毎年、採択基準の見直し等を行っている。

### タイムカプセルについて

Q：町で緑色の多角形の入れ物を配った。家の押入れに保存してある。どうやって開けるのかわからない。【大町地区】

A：当時、希望者に配った経緯はある。



翌日、総合事務所へ緑色の入れ物を持参された。(プラスチック製で蓋の部分が固定されており開けられない。)

#### 行政全般について

Q：上越市に創造研究所というものがあると聞かすが、その研究者はどのような方々なのか。その研究者に、市(特に名立「まち」)の発展のために何かできないか聞いてみてはどうか？

【下名立地区】

A：上越市創造行政研究所は上越市内部機関であり、市の施策などを研究している。所長は高崎経済大学の教授であるが、その方以外は市の職員である。研究所では名立地区単体でなく、市全般での課題などの研究を行っている。そのほか、総合計画や事務事業の総点検など市の施策は、企画政策課や行政改革推進課などの部署で検討・協議している。

Q：研究所や企画政策課の方からも、このような場に来ていただいて話を聞くこともよいのではないか。【下名立地区】

A：機会があれば検討したい。

Q：半年に1回位しか使用しない家がある。空き家の状況で上下水道料金は2カ月で5,000円位かかっている。電気料の場合は、使用していない場合は月350円位である。上下水道使用料は減額にはならないのか。【下名立地区】

A：詳しくは確認しないとわからないが、上下水道を使わない場合、休止届を出せば経費がかからないのではないかと。

Q：電気は、特に届け出もせず使ったときに使った分だけかかる。不定期に来るたびに、その都度休止届を出すということが面倒。今後、減額や減免ができないか検討してほしい。【下名立地区】

A：休止届のやり方を含め確認をする。

Q：今回の資料に限ったことではないが、資料の字が小さくて年寄りには見にくいので、配慮してほしい。【下名立地区】

A：今後、資料については分かりやすく配慮する。

Q：今日の上越タイムス(かわらばん)に名立の西の脇海岸の清掃の記事があったが、6月14日(日)にも続けて海岸美化清掃がある。調整できなかったのか。【大町地区】

A：清掃の場所が違う。今回は、河口の方を中心に行く。実施団体も違う。

Q：今日、自衛隊と思われるヘリコプターやジェット機が2機、山をすれすれに飛んで行ったが、総合事務所に連絡はあったのか。【大町地区】

A：自衛隊の練習日程の連絡は来ている。防災行政無線で流した方がいいか。シーサイドパークでの訓練等名立区に関係するものは今までどおり周知していく。

Q：名立区の人口は？【大町地区】

A：2,753人である。

Q：中学生が49名、来年は43名と減少するのか。【大町地区】

A：生徒数の減少で、今、学校の方でも運動会など小中合同で行う~~か~~の検討が先生方で始まっている。

Q：名立区の10年後、20年後、30年後の人口のシュミレーションできないか。【大町地区】

A：日本の人口は減っている。名立区も過去4~5千人から減少してきている。急激な減少はないが、人口は減っていつている。

Q：庄平川~~の~~上流の砂防ダムの工事はどうなっているのか。【小泊地区】

A：造る方向で進めている。用地買収し登記の手続きに入っている。

Q：山海荘までの市道の草刈りは完了したが、山海荘より上流の箇所草刈りはどうするのか。簡単に何でもボランティアとはいかない。検討してほしい。【小泊地区】

- A：引き続き道路課へ相談する。砂防ダム工事の車両乗り入れも関係してくる。
- Q：高速道路の橋の工事図面で資材置き場の位置が、当初説明を受けた時と変わっているため町内会に回覧していない。ゲートボール場は利用できるのか。【小泊地区】
- A：2回目の資料が業者から町内会に配布された。ネクスコに資料配布だけではなく、説明会の必要性を話したがその後回答がない。確認する。
- 既に業者が各町内会に説明済。
- Q：6月15日号の広報等の配布文書と一緒に、保護観察協会の会員募集、会費100円の集金依頼があった。福祉課からの依頼であった。集金しなくてはならないのか。小間使いではないか。中学校の後援会費の集金依頼もあった。【小泊地区】
- A：木田で直接梱包し送付されたもので、総合事務所で封入し送付したのではないと思われる。毎年依頼されていると思うが確認する。
- Q：地域活動支援事業での、いきいきサロン運営協議会への補助金378千円の内訳は。小泊地区でもいきいきサロンを実施しているが、今年から社会福祉協議会の補助金がなくなったのでやりにくいと聞いている。サロンの方から総代に補助金分を何とかしてほしいと相談があった。補てんするような中味なのか。小泊地区では補てんしなくてもよいのか。【小泊地区】
- A：市では今年度から全戸対象のサロンを始めた。これまで各地区で行っていたサロンは任意での取り組みとしていた。各地区のサロンは運営協議会を組織し、社会福祉協議会の交付金や参加者負担金で運営しているが、市からの委託金がなくなったこと、また講師等を依頼するため、町内会に対し助成の相談があったところもある。
- Q：高齢者は公民館まで行けないため、近くの会場がよい。【小泊地区】
- A：まちづくり協議会が車を2台購入し、送迎サービスを行う予定なので、ぜひ市のサロンも利用してほしいまた、集まるように声掛けしてほしい。
- Q：今はどれくらい集まっているのか。【小泊地区】
- A：週1回、10人程度。
- Q：市は、いろいろな事業を実施しているから、補助金に頼るべきではない。【小泊地区】
- Q：年金機構の個人情報流出した事案があり、国ではマイナンバー制がスタートするが、市で管理するもの、区で管理するもののセキュリティについてどうなっているか。個人的に持ち出して処理することがあるのかどうか。【山の手地区】
- A：先日、情報セキュリティ会議があり、マイナンバー制が来年から始まるが、住基のシステムが使われるとのこと。ナンバーを使える団体は行政のみ。市のシステムは年金機構と同様の状態である。通常の職員は、情報系を使用し、住記等の情報を扱う場合は基幹系を使用している。今回の機構の流出問題は、職員が基幹系で扱う情報を情報系に移動したことで、個人情報流出したものである。
- Q：情報がもれる可能性はあるのか。【山の手地区】
- A：ある。防げない。
- Q：市のパソコンはインターネットにつながっているのか。【山の手地区】
- A：つながっている。情報系はインターネットに接続されているが、基幹系は接続されていない。基幹系を扱う際は、静脈認証の許可を受けた職員でしか稼働はできない。
- Q：うみてらす名立の不祥事について、今回で2度目である。前回の反省を活かせなかったのか。【山の手地区】
- A：ゆめ企画名立の社長が来所し、従業員に指導していることは聞いている。社長は「地域の住民の方の期待を背負っている施設であり、原点に戻ってがんばりたい」と話している。
- Q：名立区小規模特養建設計画があると聞いたが。【山の手地区】

- A：第6期介護保険事業計画で、名立区を含めて特養が整備されていない中学校区域、6地区に整備をしていく計画がある。名立区もその候補に入った。名立に建つかわからない。今年10月に市が事業者の公募をかける。年明けにかけて、どこの事業者がどこに整備していくかが決定していくといった状況である。
- Q：名立区総合事務所としてどんな働きかけをしているのか。去年、その前に2・3日前にオープンしたサンクスが名立に建つということで、地域住民への説明、配置図まで示されたにもかかわらず、こけた経過があるが、その時、総合事務所はどのような働きかけをしていたのか。また、今回はどのような働きかけをして誘致しようとしているのか。黙っていたらまた来ないのでは。【山の手地区】
- A：特養は行政が運営するわけではなく、民設民営である。手を挙げた事業者が審査を受ける。以前の例は、こけたわけではなく、審査で負けたことになる。
- Q：名立区総合事務所として、名立区へもってきたいという、働きかけはどうしているか。特養を持っていない区は名立区だけ。名立区に持ってくるために総合事務所としての働きかけをしているのか。【山の手地区】
- A：事務所として運動はできない。地元から市への陳情も良いのでは。事業者は収益を上げなくてはならない。西の端にあるという地形的なものもあるのでは。建つかどうかは事業者の選択による。
- Q：待機者が何百人もいる。区外からも人が来ないわけがない。総合事務所として、事業者へのPRはできないのか。【山の手地区】
- A：特養を名立区に持ってきたいと思っている。目に見えないのでやってないように見えてしまう。地域で福祉を推進する会も立ち上がっており、事務所も推進する会に参加し、民生委員同様等も一緒に活動している。
- Q：苦労して他の区へお願いして施設に入れてもらっている現状。どんどん高齢化も進み、ますます特養の必要性がある。区内に施設が一つくらいあればと思う。【山の手地区】
- A：町時代から何もしてこなかったわけではなく能生町と一緒に「おおさわの里」の例もある。優先的に名立の人が入っている。
- Q：昨年度は回答が遅かったので陳情の回答を早めに願いたい。【山の手地区】
- A：早めに対応します。対応済みのものもあり、地域でやっていただくものはやっていただきたい。
- Q：選挙の際、以前から小田島集会所の外壁がポスター掲示板としてポスターを貼って利用しているが、終了後、外壁が釘穴だらけになり、後始末をしていない。絶えず利用するなら設置業者に注意してもらいたい。【上名立地区】
- A：次回の選挙で、設置業者へ依頼するときは注意する。
- Q：先日、将来は認知症が5人に1人の割合になるというニュースを見た。今後そのような状況になっていく中で、不在地主が多くなり、土地の管理ができない。地主からの承諾も難しい。各町内会をできるだけ地縁団体化し、団体で土地の管理ができるなど、共有財産を持てるよう行政から指導してほしい。【上名立地区】
- A：身寄りがない場合には成年後見人制度という別の方法による支援もあり、包括支援センターで指導している。また市の高齢者支援課が相談にのっている。
- Q：町内会で共有地を持たなければならないと考えている。不動では東飛山が認可地縁団体になったと聞いている。地域には不在地主も多く、土地問題も発生しており、その円満解決のためにも認可地縁団体になる手続きを自分の町内会でも行っていきたい。
- A：町内会が不在地主の土地を次々と取得していくのが果たして適切かどうかという問題はあるが、認可地縁団体に関しては総務グループが窓口となっているので、相談に来てもらいたい。昨年は杉野瀬も認可地縁団体になっているので、そのあたりも参考にしてもらいたい。



Q:これから大雨災害の時期になるが、今年度から小規模災害の復旧が10%負担となった。今後、高齢化が進むことで要望しづらい状況になってくる。これまでどおり公的なものは地域の負担金がいらぬようにしてもらえないか。【不動地区】

A:今年の町内会長会議でも制度について説明をさせてもらったところであるが、他の所でも負担感が大きいと聞いており、要望書ももらっている。交付金等の制度もあるので活用してもらいたい。これら地域の声は農林水産担当課につなげていきたい。

Q:地方創生の関係で、自分たちがより身近に感じるような具体的な提案は国から来ているか。【不動地区】

A:今のところ具体的なものが来ていることは把握していないが、情報が入り次第、お示ししたい。

Q:市では集落の合併を推進しているのか。【不動地区】

A:名立区では市町村合併を機に幾つかの町内会が合併したが、市として合併を積極的に推進しているわけではない。しかしながら高齢者が多い中山間地域の集落を集落推進員が回っていたり、単独町内では自主防災組織を立ち上げることができず、結果として名立区の自主防災組織の達成率が最低になっているなどの問題が出てきているのは事実であり、大きな課題となっている。